第一条の十七第一項中「及び第四号」を「及び第四号から第六号まで」に改め、同項第一号中「第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する第一号寄附金の募集の適正な実施に係る」を「第三十七条の二第二項第一号及び第三百十四条の七第二項第一号に掲げる」に改め、同項第二号中「第三十七条の二第二項第一号及び第三百十四条の七第二項第一号」を「第三十七条の二第二項第二号及び第三百十四条の七第二項第二号」に改め、同項第三号中「第三十七条の二第二項第三号及び第三百十四条の七第二項第三号」を「第三十七条の二第二項第四号及び第三百十四条の七第二項第四号」に改め、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四　法第三十七条の二第二項第四号及び第三百十四条の七第二項第四号に掲げる基準に適合する旨

五　法第三十七条の二第二項第五号及び第三百十四条の七第二項第五号に掲げる基準に適合する旨

第一条の十七第二項第一号中「同条第三項」の下に「又は第四項」を加え、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第二条の見出し中「及び市町村民税」を「、市町村民税及び森林環境税」に改め、同条第一項中「の規定によつて」を「及び第七百三十九条の二の規定により」に、「及び市町村民税及び森林環境税」に改め、同項の表㈠中「道府県民税」の下に「・森林環境税」を加え、同条第二項中「第十条第七項」を「第十条第二十項」に改める。

第二条の二第四項及び第五項並びに第二条の三第三項及び第四項中「第百九十四条第四項、第百九十五条第四項」を「第百九十四条第五項、第百九十五条第五項」に改める。

第二条の三の二第二項中「第四十五条の三の二第四項及び第三百十七条の三の二第四項」を「第四十五条の三の二第五項及び第三百十七条の三の二第五項」に改め、同条第四項中「第四十五条の三の二第二項及び第三百十七条の三の二第二項」を「第四十五条の三の二第三項及び第三百十七条の三の二第三項」に、「第百九十四条第二項」を「第百九十四条第三項」に改める。

第二条の三の三第二項中「第四十五条の三の二第二項及び第三百十七条の三の二第二項」を「第四十五条の三の二第三項及び第三百十七条の三の二第三項」に改め、同条第十項中「を提出した者」の下に「（法第四十五条の三の二第二項及び第三百十七条の三の二第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした者を含む。）」を加え、「及び第二項」を「及び第三項」に、「第百九十四条第四項、第百九十五条第四項」を「第百九十四条第五項、第百九十五条第五項」に改め、同条第十一項中「を提出した者」の下に「（法第四十五条の三の二第二項及び第三百十七条の三の二第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした者を含む。）」を加え、「第二項」を「第三項」に、「第百九十四条第四項若しくは第百九十五条第四項」を「第百九十四条第五項若しくは第百九十五条第五項」に改め、同条第十二項中「を提出した者」の下に「（法第四十五条の三の二第二項及び第三百十七条の三の二第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした者を含む。）」を加え、「第二項」を「第三項」に改める。

第二条の三の四第一項第一号中「第四十五条の三の二第四項及び第三百十七条の三の二第四項」を「第四十五条の三の二第五項及び第三百十七条の三の二第五項」に改め、同項第二号中「第四十五条の三の二第四項及び第三百十七条の三の二第四項」を「第四十五条の三の二第五項及び第三百十七条の三の二第五項」に、「第百九十四条第二項」を「第百九十四条第三項」に改め、同条第二項及び第三百十七条の三の二第四項」を「第四十五条の三の二第五項」に改める。

第二条の六中「及び」を「、個人の」に改め、「市町村民税」の下に「及び森林環境税」を加える。

第三条の七第一項中「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「方法」の下に「又は法第七百四十七条の六第二項に規定する方法」を加える。

第三条の十第一項中「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「方法」の下に「又は法第七百四十七条の六第二項に規定する方法」を加える。

第三条の十四第二項中「発電用の電気工作物（電気事業法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物」を「発電等用電気工作物（電気事業法第二条第一項第五号ロに規定する発電等用電気工作物」に改め、「。第六条の二第一項において同じ」を削り、「発電する」を「発電し、又は放電する」に改める。

第四条の二の二第一項中「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則」を「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則」に、「第三条第一項第二号」を「第四条第一項第二号」に、「非化石エネルギー源の利用に関する電気事業者の判断の基準」を「エネルギー源の環境適合利用に関する電気事業者の判断の基準」に改める。

第四条の四の表㈠中「及び第五項（これらの規定を」を「（法第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。）及び第五項（」に、「及び第七十二条の二十九第二項」を「並びに第七十二条の二十九第二項及び第六項」に改める。

第五条第一項の表㈠中「及び第四項」を「、第四項及び第六項」に改める。

第六条の二第一項中「電気工作物」の下に「（電気事業法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物をいう。）」を加える。

第六条の二の二第五項の表㈠中「発電所」を「発電所及び蓄電用の施設」に改める。

第六条の八第四号中「第七十二条の四十九の十二第九項」を「第七十二条の四十九の十二第十三項」に改める。

第八条の五第二項中「口座振替の方法」の下に「又は法第七百四十七条の六第二項に規定する方法」を加える。

第九条中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（」に、「第百四十五条第一項」を「第百四十九条第一項」に改め、同条第一号及び第二号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令」に改める。

第九条の二第八項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のイ」を「第四十一条第一項第三号イの表の⑴」に改め、同項第二号中「次号及び第十三項第二号」を「以下この条」に、「第四条の三」を「第四条の五」に、「七十五」を「八十」に改め、同条第九項中「第四十一条第一項第三号」を「第四十一条第一項第三号イ」に改め、同条第十一項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のイ」を「第四十一条第一項第三号イの表の⑴」に改め、同条第十二項中「二・五トン」を「三・五トン」に改め、同項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のイの表の⑵又は⑶」に改め、同条第十三項中「二・五トン」を「三・五トン」に、「トラック」を「バス」に改め、同項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のロ又はハ」を「第四十一条第一項第三号イの表の⑵又は⑶」に、「二分の一」を「四分の三」に改め、同号ロ中「四分の一」を「二分の一」に改め、同項第二号中「燃費評価実施要領第四条に規定する平成二十七年度燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条及び第九条の四において「平成二十七年度燃費基準達成レベル」という。）が百二十五」を「令和二年度燃費基準達成レベルが百十」に改め、同条第十四項中「二・五トンを超え」及び「バス又は」を削り、同項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のハ」を「第四十一条第一項第三号イの表の⑵又は⑶に掲げる自動車の種別に応じ、同表」に改め、同号ロ中「第四十一条第一項第三号イの表の⑶」を「第四十一条第一項第三号イの表の⑵又は⑶に掲げる自動車の種別に応じ、同表」に改め、同項第二号中「平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五」を「燃費評価実施要領第四条の三に規定する令和四年度燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条及び第九条の四において「令和四年度燃費基準達成レベル」という。）が百（車両総重量が二・五トン以下のトラックにあつては、令和四年度燃費基準達成レベルが百五）に改め、同条第十五項を削り、同条第十六項中「第百四十九条第一項第四号ト」を「第百四十九条第一項第四号ヘ」に改め、同項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のハ」を「第四十一条第一項第三号イの表の⑶」に改め、同項第二号中「平成二十七年度燃費基準達成レベルが百二十」を「令和四年度燃費基準達成レベルが百五」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項第一号イ中「第四十一条第一項第三号イの表の⑴」に改め、同項第二号中「七十五」を「八十」に